

勝 発第 号
年 月 日

様

勝山市長

犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった犯罪被害者等見舞金について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

- 1 見舞金の種類 ☐ 遺族見舞金
☐ 重傷病見舞金

- 2 見舞金の額 円

※ 見舞金の支給後に、次のいずれかに該当した場合は、見舞金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 犯罪被害者等見舞金支給規則第 6 条各号のいずれかに該当していると判明したとき
(2) 偽りその他不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき

※ 市長が見舞金の返還を求めたときは、市長が定める日までに見舞金を返還しなければなりません。